

令和4年度

第1回 千葉市廃棄物減量等推進審議会

会議録

日時 令和4年6月1日（水）午前10時00分～11時05分
場所 千葉市役所 8階 正庁

(午前10時 開会)

【齋藤廃棄物対策課長補佐】 定刻となりました。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、廃棄物対策課課長補佐の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、環境局長の杉戸が所用により欠席となります。

開会にあたりまして、資源循環部長の足立よりご挨拶を申し上げます。

【足立資源循環部長】 皆様おはようございます。資源循環部長の足立でございます。

ただいまご案内させていただいたとおり、環境局長の杉戸が、所用があり欠席とさせていただきますので、私の方から一言挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本市の廃棄物行政をはじめ、市政全般にわたりご支援ご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

皆様には3月に開催をいたしました、前回の審議会において次期基本計画の骨子案についてご審議をいただき、いただいたご意見を踏まえて、現在骨子が完成したところでございます。

今年度は、計画骨子に肉づけを行うなど、年度末の計画策定に向けて作業を行って参ります。

本日の審議会では、次期計画の策定に係る基本的事項についての答申をご確認いただきますとともに、次期計画の素案についてご審議をいただきます。

皆様には本市の廃棄物行政のさらなる推進のため、ご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【齋藤廃棄物対策課長補佐】 本日の審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数19名のところ、17名の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

続きまして、新たに本審議会委員に就任された方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

千葉市大型店会、鎌田隆太委員に就任していただきました。鎌田委員は、所用のためご欠席

との連絡をいただいております。

本職の人事異動に伴い、千葉県警察本部千葉市警察部総務課長、中野裕志委員に就任していただきました。中野委員は、所用により、本日欠席と伺っております。

事務局の職員につきましては、席次表をもって、紹介に替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行につきましては、会議次第に従って進めてまいります。資料につきましては、委員の皆様へ事前にお送りしておりますが、本日改めて全ての資料を机上に配付させていただきます。ここで配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第、席次表、委員名簿、関係法令。

次に会議資料ですが、資料１－１「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について 答申（最終案）」。

資料１－２「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について（諮問）【写】」。

資料２「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）」

資料３「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における個別事業の内容整理について」

参考資料１「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画策定スケジュール」

参考資料２「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【平成29年３月策定】の概要」

また、閲覧用としまして、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の計画書冊子を置かせていただいております。資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、本審議会は、会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださるようお願いいたします。

傍聴人の方は、受付にてお渡ししました「傍聴要領」の「２ 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」に従って、傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これからの議事の進行については、三須会長をお願いしたいと存じます。

三須会長、よろしくお願いいたします。

【三須会長】おはようございます。会長の三須でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして、議事を進行させていただきます。

議題（１）「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について 答

申（最終案）」について事務局より説明をお願いします。

【東端廃棄物対策課長】廃棄物対策課の東端と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが座って説明をさせていただきます。

議題1について説明をさせていただきます。

最初に、資料1－2をご覧ください。昨年7月に、計画の策定に係る基本的事項について、市長から本審議会に対して諮問させていただきました。裏面に諮問の趣旨が記載してあります。

下から3行目をご覧ください。計画策定にあたり、「基本理念・基本方針の考え方」、「数値目標」、「施策展開の方向性」についての基本的事項をご審議いただきたく、諮問を行ったものです。

次に資料1－1をご覧ください。この答申（案）は、これまでの審議会や部会において、委員の皆様からいただいたご意見を集約する形でとりまとめたもので、3月に開催した前回の審議会において「案」をお示しし、ご審議いただきました。

また、前回の審議会後に意見照会をさせていただきましたが、特にご意見はございませんでした。そのため、資料1－1の内容は、前回お示したものと変更はありません。

本日は、「答申」の構成を中心にあらためて簡単にご説明いたしますので、再度ご確認くださいようよろしくお願いいたします。

それでは、表紙をおめくりいただき、「目次」をお願いいたします。

諮問の内容に沿う形で、「1 次期計画の方向性と基本理念の考え方」、「2 基本理念を達成するための基本方針と施策展開の方向性」、「3 数値目標」の3つに整理してまとめています。

次に、2ページをご覧ください。「1 次期計画の方向性と基本理念の考え方」については、「（1）背景と次期計画の方向性」として、アからエの4点に、また、「（2）基本理念の考え方」として、アからウの3点にまとめています。

次に、3ページをご覧ください。「2 基本理念を達成するための基本方針と施策展開の方向性」です。ここでは、最初に、全体に関する内容として、1番目の○で、現行計画の3つの柱の踏襲について、2番目の○で、市民・事業者に対して具体的な役割を明示する必要性の2点を記載しています。以下、3つの基本方針ごとに、「ア 基本方針の方向性」、「イ 基本方針実現のための施策展開の方向性」の構成で、内容をまとめています。

まず、3ページの（1）が、「基本方針1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再使用（リユース）」

ス)」に係る内容をまとめたものです。

続いて、4ページをご覧ください。（2）が、「基本方針2 再資源化（リサイクル）」に係る内容をまとめたものです。

続いて、5ページの（3）が、「基本方針3 ごみ処理システムの構築」に係る内容をまとめたものです。

次に、6ページをご覧ください。「3 数値目標」については、「（1）ごみ量の将来予測について」として、アとイの2点、「（2）数値目標の項目について」として、アからカまでの6点でまとめています。

また、7ページでは、「（3）数値目標水準の設定について」として、アからウまでの3点でまとめています。

なお、先日策定しました「計画骨子」につきましては、この「答申（案）」の内容を踏まえたものとなっています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【三須会長】ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

【福永委員】前回欠席したので、意見を言わせていただきます。2050年のゼロカーボンを目指すのも良いと思いますが、地方自治体が独自に、2030年を見据え、削減計画を作るべきであると考えます。

また、「素案」の14、15ページですが、新清掃工場のCO2対策についてもう少し踏み込みが欲しいということと、新浜リサイクルセンターで障害者の雇用をしているところかと思いますが、これについても記述するべきだと思います。

さらに、最終処分場について、全国の自治体が困っているなかで、千葉市の取組みについては評価するべきだと思います。

加えて、3Rを基本にすることと、市民と自治体が協力してごみの削減を進めていくということを打ち出さないといけない。

また、プラスチックごみについて、昨年の国会で、小泉前環境大臣がプラスチックは燃やすのではなく、再資源化すると発言したのですから、もっとこの発言を大事にして、この方針を取り入れるべきだと思います。

【東端廃棄物対策課長】施設のことも十分に加味し、ご意見も念頭に置いたうえでこの計画を策定していきたいと思います。

また、3Rは市民の協力なくしては進まないというご意見はそのとおりであると考えます。

市民、事業者、行政の3者連携で進めていくということで、この計画案の中でもそれぞれの役割を記載しております。計画へ記載するだけでなく、実際に市民の協力を得ながら、この取組みを進めていきたいと思ひます。

【福永委員】市民と協力して一緒にやっけていくという姿勢を最初から出さないとうまいかないと思ひます。もっと市民を主人公にしてやっけていかないとごみ処理行政は破綻してしまうということを申し上げておきたい。

この答申は、市長に提出することになると思ひますが、「廃棄物減量等推進審議会」として、この内容で提出することは構いませんが、委員個人の名前まで出るのであれば、私個人としてはこの最終案には賛成できないということを申し上げておきたい。

【足立資源循環部長】市民に主体的に動いていただくことは非常に大事なことであると思ひます。

今後、計画に關してのスローガンを作ることとしており、市民、事業者、行政それぞれが一体となって、今回のごみ処理基本計画の中で位置づけた施策の展開をしていくかということをもイメージできるような、市民に積極的に参加していただけるようなスローガンをまとめて、そのスローガンのもとで、自発的に市民に動いていただくことを考えながら進めていきたいと思ひます。

【三須会長】他にご意見はございますか。特にご意見等がなければ、最終案の内容で、答申することといたします。委員の皆様、ありがとうございました。

市におかれては、答申の趣旨を十分に踏まえて、本計画の策定を進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、議題（2）「次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（素案）について」事務局より説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】議題（2）の前に、前回の審議会以降の計画策定の経過と今後の予定について、簡単にご説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。表の三段目「1 廃棄物減量等推進審議会」が当審議会ですが、令和3年度3月下旬の③が前回の開催になり、④が本日の開催になります。

前回の審議会では「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 骨子（案）」、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について 答申（案）」について審議していただきました。

計画骨子については、審議会でもいただいたご意見を踏まえ、説明が必要な個所に注釈を加える等の修正を行い、確定したところです。

今年度につきましては、表の一番上、「計画策定」欄に記載のとおり、確定した計画骨子に基づき、令和4年4月から5月にかけて庁内において計画素案の検討を行いましたので、その内容について本議題で説明をします。

次に、今後の予定について簡単にご説明をいたします。表の一番上、「計画策定」欄に記載のとおり、令和4年6月から9月末までを目途に計画案の作成作業を行う予定です。

また、表の一番下、「その他」欄に記載のとおり、12月頃にパブリックコメント手続を行ったうえで、3月までに計画を策定したいと考えています。

本審議会につきましては、表の三段目「1 廃棄物減量等推進審議会」欄に記載のとおり、⑤7月下旬、⑥10月中旬、⑦2月初旬の計3回の開催を予定しております。計画策定の経過と今後の予定についての説明は以上です。

続きまして、議題（2）「次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（素案）について」について説明いたします。

資料2をご覧ください。この資料は、昨年度末に策定した計画骨子を基に、文章や図表を加えるなどの肉付けを行い、計画書冊子の完成イメージに近い形で素案としてまとめたものです。

表紙をおめくりください。計画書冊子では、冒頭に市長挨拶文を掲載する予定です。

1枚おめくりいただき、目次をご覧ください。目次に記載している項目は、骨子に記載しているものと同様です。ただし、骨子と順序を入れ替えた箇所があります。

「5 数値目標」は、骨子では6の「施策の展開」の後に配置していましたが、全体の構成をあらためて検討するなかで、説明の順序として、「基本理念・基本方針」を達成するために「数値目標」があり、その「数値目標」を達成するために様々な施策を展開していく、という構成の方がわかりやすいと判断したことから、今回、順序を入れ替えております。

それでは、素案の内容を説明します。新たに記載した部分など、骨子から変更した点を中心に説明します。

1ページをご覧ください。「1 計画策定の趣旨」です。「（1）計画策定の目的」については、内容の肉付けを行っています。

3ページに進んでいただき、「（3）計画期間」については、計画期間を示す図表を追加しています。

次に、４ページをご覧ください。「２ 廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題」です。

ここでは、各項目の説明内容を膨らませたほか、（１）のＳＤＧｓについては、表やイラストを加えています。

以下、（２）のカーボンニュートラル、（３）のプラスチックごみ対策、（４）の食品ロス対策、（５）の古紙、（６）のＩＣＴ、（７）の災害時の廃棄物対策、（８）の新型コロナウイルス等の感染症への対応まで、骨子と同じ８項目を記載しています。

次に、１０ページをご覧ください。「３ 本市におけるごみ処理の現状と課題」です。１０ページ、１１ページの記載は、骨子からほとんど変わっていません。

追記したのは、１２ページ以降です。１２ページの「イ ごみの排出方法及び収集方法」では、現在のごみの分別区分と収集方法などの概要を、「表３」と１３ページの「表４」にまとめています。

次に、１４ページをご覧ください。「ウ ごみの処理方法」です。ここでは、廃棄物処理施設の概要について記載しています。まず、「表５」で清掃工場の状況、１５ページの「表６」でリサイクルセンター、「表７」で最終処分場、１６ページの「図４」でごみ処理のフロー図を記載しています。

次に、１７ページをご覧ください。「エ ごみ減量、資源化の状況」です。１７ページの（ア）で「家庭系ごみ排出量」、１８ページの（イ）で「家庭系資源物」、（ウ）で「事業系ごみ排出量」、１９ページの（エ）で「事業系資源物排出量」の推移について説明しています。

次に、２０ページをご覧ください。「オ 温室効果ガス排出量の実態」です。ここでは、清掃工場から発生する温室効果ガス排出量について説明しています。

次に、２１ページをご覧ください。「カ 前計画における取組み」です。ここでは、平成２８年度に策定した前計画の基本方針ごとの取組みの概要を簡単に説明しています。

現時点ではまだ記載内容が不足していますので、次の「計画案」作成の段階では、もう少し記述を充実させていきたいと考えています。

なお、この資料については、「前計画」と記載があるのは、平成２８年度に策定した現行計画を指し、「本計画」は、現在策定作業中の次期計画のことを指しています。

次に、２２ページをご覧ください。「キ 前計画の目標達成状況」です。

２２ページの「（ア）総排出量」から、２３ページの「（イ）焼却処理量」、２４ページの

「(ウ) 再生利用率」、25ページの「(エ) 最終処分量」、26ページの「(オ) 温室効果ガス排出量」まで、5つの数値目標の達成状況を説明しています。

27ページの「表8」は、各年度の達成状況をまとめたものです。

また、28ページでは、「ごみ処理費用」の推移についてまとめています。

次に、29ページをご覧ください。「(2) ごみ処理の課題(本計画に求められる課題)」です。ここでは、「プラスチック」や「食品ロス・生ごみ」など、本計画で特に取り組みが求められる課題について記載しています。

骨子では10項目の箇条書きとしていたものを、今回、分野ごとにまとめました。この後に記載している、「基本理念」「基本方針」「施策展開」などにつながっていく部分ですので、もう少し記載内容を充実させ、課題としてしっかり整理していきたいと考えています。

次に、31ページをご覧ください。「4 基本理念・基本方針」です。

まず、「基本理念」ですが、31ページの記載は骨子から変えておりません。計画書冊子でもこのような記載になるものと考えておりますが、現段階では、イメージ図のピラミッドの上に掲載するスローガンが決まっています。

スローガンについては、前回の審議会で、「わかりやすいスローガンを作って、市民に協力してもらえよう働きかけていく必要がある。」というご意見をいただいているところです。

庁内で十分に検討し、次回の審議会で案をお示したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、32ページをご覧ください。3つの基本方針について説明しています。

骨子では、基本方針に続いて、それぞれの施策展開を記載していましたが、冒頭の目次のところでもご説明いたしましたとおり、施策展開の前に数値目標を説明することに変更したことから、ここでは基本方針の説明にとどめています。

次に、34ページをご覧ください。「5 数値目標」です。

本計画では、「表5」に記載の7つの数値目標を設定することとしています。最終目標数値は骨子から変更はありませんが、ごみ量の推計などを踏まえて、中間目標値を記載しています。なお、実績値は、令和3年度実績の確定後に置き換える予定です。

次に、36ページをご覧ください。ここから、7つの数値目標について個別に説明しています。

上段で、目標設定に関する簡単な説明を行い、中段のグラフでは、過去10年程度の実績と、次期計画の目標値までの推移を示しています。以下、37ページ以降で(2) 家庭系ごみ

排出量、(3) 事業系ごみ排出量、(4) 焼却処理量、(5) 再生利用率、(6) 最終処分量、(7) 温室効果ガス排出量 という形で、各数値目標について記載しています。

次に、43ページをご覧ください。「6 目標の達成に向けた施策の展開」です。

まず、基本方針1「発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)に向けた施策」です。

43ページの構成は、骨子から変更はありません。アで、基本方針の内容、イで、施策展開の方向性、ウで、施策の体系について記載しています。

次に44ページをご覧ください。骨子に加えたのは、このページ以降の部分です。44ページは、「No. 1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大」ですが、事業内容をいくつかの項目にまとめて示すとともに、それぞれの主な施策を文章で説明していきたいと考えています。現段階では、主な施策の内容は空白にしていますが、実施施策の整理を行い、今後追記していく予定です。また、ページの下部に、事業の実施スケジュールを掲載する予定です。

No. 2以下の事業についても同様の形式で、45ページの「No. 2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化」から、73ページの「No. 24 非常時における廃棄物の適正処理の推進」まで、各事業ごとに1ページから2ページ程度で、事業内容を記載したいと考えています。

事業内容や前計画からの変更点などについては議題3で説明いたしますので、ここでは、事業内容の説明イメージについてご確認いただきますようお願いいたします。

次に、74ページをご覧ください。「7 食品ロス削減推進計画」です。食品ロス削減推進計画の内容については、一部項目の順序の入れ替えを行ったほかは、骨子から大きな変更はありません。

77ページをご覧ください。「(8) 施策の展開」については、さきほどの個別事業の施策展開の説明と同様に、取組みを項目ごとに示すとともに、それぞれの内容を文章で説明していきたいと考えています。

各取組みについては、庁内のワーキンググループで検討を行い整理したのですが、今年度も庁内検討を継続する予定ですので、施策の追加も含めて引き続き調整を行っていききたいと考えています。

最後に、80ページをご覧ください。「8 計画の推進」です。ここは、骨子からほとんど変更しておりません。「ア 市民の役割」、「イ 事業者の役割」、「ウ 市の役割」を整理し、それぞれ記載しています。

また、82ページでは、「計画の進行管理・見直し」について記載しています。

全体を通して、まだ文章やグラフが入っていない箇所も多くありますので、計画（案）の策定に向けて、今後調整を行っていきます。資料2の説明は以上です。

【三須会長】それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

【福永委員】8ページ（6）の廃棄物・資源循環分野でのICTの導入について、千葉市は昨年、「再生資源物の屋外保管に関する条例」という全国で初めての条例を制定していますので、これについて記載した方が良いのではないのでしょうか。

次に、（7）の災害時の廃棄物対策に関し、放射性廃棄物に係る方針について触れる必要があるのではないのでしょうか。一義的には国の責任だとは思いますが、一般廃棄物処理基本計画とは違うという意見もあると思いますが、現実にある問題に対する方針を明確に示す必要があると思います。

最後に、家庭系ごみ排出量を100グラム減らすというかなり大胆な目標を掲げていますが、本当にできるかどうか。市民に協力してもらうためにも、この目標が達成可能であるという道筋を見せていく必要があると思います。

【足立資源循環部長】まず1点目の再生資源物の屋外保管条例について、背景といたしましては、金属スクラップヤードに関する問題が、廃棄物として扱えない、廃棄物処理法で規制することができないことへの対応として、千葉市で全国初の条例を制定したという事情があります。この計画は一般廃棄物のごみ処理の基本計画になりますので、基本的に今回の条例とは別で考えさせていただきたいと考えております。

2点目の放射性廃棄物については、新港清掃工場で保管している現状があります。ただし、ごみ処理基本計画の中ではこれまで記載していないという経緯がある中で、今回記載することにより、市民にとって唐突感が出てしまうということも考えられますので、この計画上は現状のままとさせていただければと思います。

3点目の、数値目標に関しましては、福永委員のおっしゃるとおり、市民が努力して達成できるという見通しを示す必要があると思います。その発信の仕方については、我々もしっかり考えていきたいと思っています。

【福永委員】再生資源物の屋外保管条例に関し、たしかに、有価物・資源であれば廃棄物ではありませんので、対象外となるのはご説明のとおりです。これらの基準については国がしっかりと定めるべきだとは思いますが、市民に問題を知らせる意味でも記載する必要があるのでは

ないかと思いました。

放射性廃棄物については、本来は地方自治体の問題ではなく、国の問題です。記載することで東葛地域などとの自治体同士の問題となってしまう面もあります。しかし、これだけ大きな問題ですので、触れないで良いかということについては疑問があります。

【足立資源循環部長】 ご意見をいただいた2点については、さきほど説明いたしましたとおり、現状のままとさせていただきたいと思いますが、数値目標に関しましては、福永委員のご意見も十分踏まえまして計画策定を進めていきたいと思っています。

【倉阪委員】 「素案」の中でももう少し具体的な個別事業を盛り込んでいただきたいと思うところがあります。カーボンニュートラルに対応して、今後どのようにごみ処理施設を変えていくのかという展望を記載するべきだと思います。

具体的には、資料2の65ページ、「基本方針3 ごみ処理システム構築に向けた施策」にあたるかと思いますが、この施策の展開を見ると、省エネ化と高効率なエネルギー回収という話はあるものの、カーボンニュートラル対応についての頭出しが見えません。2050年カーボンニュートラルは必須で、さらに前倒しが求められる状況ですので、今後、施設整備をする中で、こういった投資をしていくのか今から考えていく必要があります。カーボンニュートラル実現に向けた検討が、どこかに頭出しされるべき時期ではないかなと思いますので、その点をご検討いただければと思います。

【東端廃棄物対策課長】 今後、「素案」から「計画案」へ内容をブラッシュアップしていく過程で、施設関係の記載について再度検討を進めていきたいと思っています。

【武井副会長】 基本方針を受けて、次の記載を、「施策の展開」にするか、「数値目標」にするかについて意見があります。

例えば31ページのイメージ図を見ると、3つの基本方針を受けて、個別事業が書かれていますが、先ほどの説明では、この中間に数値目標が入ってくるということになります。以前の計画のように、焼却ごみ1/3削減といった明確な目標があって、それに向かってどういう事業展開にするかという流れであれば、数値目標を先に記載するのもわかりますが、今回の素案には、残念ながらそういった明確な数値目標がない中で、数値目標を先に記載するとわかりにくくなる面もあるのではないかと感じます。

明確な数値目標がない中では、方針があって、それを受けて個別事業があって、その結果として、このように数値として減るという見せ方の方が、わかりやすいのではないかと感じます。やはり一般市民がよく理解をして、実際に行動に移していただくにあたって、記載の順序

についてももう少し詰めたほうがいいのではないかと感じましたので、ご検討をお願いします。

【東端廃棄物対策課長】骨子の段階では、31ページのピラミッド型の表のように、基本理念があつて、基本方針の基に個別の施策にどう取り組むかという結びつきを意識して、まず基本方針及び施策の展開を記載し、そのうえで数値目標を記載していました。記載順序を変更した理由は先ほどご説明したとおりです。

もしよろしければ委員の皆様からのご意見をお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。

【三須会長】ただいま事務局より、委員の皆様にご意見を伺いたいと提案がございました。委員の皆様いかがでしょうか。

【東端廃棄物対策課長】なかなかすぐにご意見はいただけないようですので、武井副会長のご意見については改めて検討させていただきたいと思います。

【三須会長】他にご意見等がないようですので、本件についての審議を終了させていただきます。

続きまして、議題（3）「次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の個別事業について」事務局より説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】それでは次期計画の個別事業についてご説明をいたします。

次期計画の個別事業の枠組みにつきましては、昨年度の本審議会および部会においてご審議いただき、決定いたしました。本市における現在の施策の状況、今後のごみ処理行政の方向性、社会環境の変容などを踏まえて修正を行った結果、現行計画の27事業から24事業に再編成を行い、施策体系として計画骨子に示したところです。

今年度は、各個別事業の具体的な取組みについて検討を行っていきます。庁内の計画策定委員会などで議論のうえ、各個別事業の内容の整理を行いましたので、ご説明いたします。

「資料3」をご覧ください。この資料は、個別事業の内容に関する現行計画と次期計画の対照表となっています。下線部は変更箇所であり、左の列に現行計画の内容、真ん中の列に次期計画の内容、右の列には変更内容を記載しています。

各個別事業には、中項目として、カッコ数字で表記している「施策の柱」が紐づき、その下に、小項目として、マル囲み数字で表記している各取組みが紐づいています。

このマル囲み数字で表記している取組みに基づき実施していく具体的な施策は現在整理中ですので、次回の審議会でお示しさせていただきます。

それでは、資料内容をご説明いたしますが、時間の都合もございますので、主な変更箇所を中心にご説明いたします。

まず、1 ページの2 段目、「No.2 3 R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化」です。現行計画では、「(1) 3 R 教育・学習の推進」、「(2) ごみ処理に関する情報の共有化」の2 つの取組み項目から構成されていましたが、次期計画においては、「(3) ごみ手数料制度の運用」を加えております。これは、4 段目に記載のとおり、現行計画のNo.4「料金の見直しによるごみの発生抑制」の内容を統合したものです。

次に、3 段目、「No.3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進」をご覧ください。

「(2) 再使用（リユース）の促進」については、現在の施策の状況や審議会でもいただいたご意見などを踏まえ、「⑤家庭から出る不用品のリユースの促進」を新たに加えるなど、内容の整理を行っています。

続いて、2 ページをご覧ください。1 段目、「No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進」です。これは、「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえ、新たに設定する項目です。

従来から実施していたものもございますが、(1)の③「指定ごみ袋におけるバイオマスプラスチックの採用検討」と、(2)の③「海洋プラスチックごみの状況把握及び情報公開」については、新規の取組みとなります。

次に、3 段目、現行計画「No.6 国及び他自治体との連携」については、次期計画の個別事業からは削除します。

次に、4 段目、「No.6 食品ロス削減の推進」です。食品ロス削減の推進の取組みについては、現行計画においては、「生ごみの発生抑制の推進」のなかに盛り込んでいましたが、次期計画に「食品ロス削減推進計画」を内包することとしたことから、単独の個別事業として設定するとともに、内容の拡充を行いました。実施事業は、市内の食品ロス削減検討ワーキンググループにおいて調整を行ったものです。

続いて、3 ページをご覧ください。2 段目、「No.9 市の事業における率先した3 R の推進」です。この事業は、現行計画では、「C－EMSによる市庁舎等における率先した3 R の推進」としていました。C－EMSとは、本市の公共施設等における独自の環境マネジメントシステムのことですが、市が実践する取組みは「C－EMS」だけに限らないことから、事業名称の変更を行いました。また、事業所ごみの削減につなげるために、事業者としての市の取組みを充実させ、アピールする必要があることから、③の「プラスチックごみ削減」と④の「食品ロス抑制」を、新たな取組みとして設定します。

続いて、4ページをご覧ください。1段目、「No. 11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底」です。

「(3) わかりやすい広報物の作成・配布」ですが、現行計画では、「家庭ごみ減量と出し方ガイドブック」が中心の構成でしたが、「③家庭ごみチャットボットの運用」など、新たな取組みの記載を行っています。「家庭ごみチャットボット」とは、昨年度から開始したサービスで、家庭ごみに関する問い合わせに、WEB上でAIがお答えするものです。

また、現行計画の「(4) 幕張新都心住宅地区における排出ルールの徹底」については、家庭ごみ手数料徴収制度の導入と関連して設定していた項目でしたが、廃棄物空気輸送システムによるごみの排出ルールが十分に浸透していることから、次期計画の項目からは削除しています。

続いて、5ページをご覧ください。まず、1段目、「No. 13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進」です。

「(1) 集団回収」については、現行計画の取組みを一部整理しています。

「(2) 古紙回収庫」については、現在実施している施策を掲載するものです。

「(3) 市民が分別排出しやすいシステム作り」については、現行計画では、④に「環境事業所における多様な拠点回収の実施」とありますが、実際の拠点は環境事業所に限らないことや、市民の利便性を考え、回収拠点や品目の拡充を目指すべきものであることから、個別の取組みである「④使用済小型電子機器等回収事業の回収品目拡大」と、新規に行う「⑤二次電池拠点回収及び再資源化事業の実施」を新たに記載しました。

また、「(4) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進」については、現行計画「No. 14 剪定枝等の再資源化の推進」の内容を編入するものです。

現行計画の2段目、「No. 14 剪定枝等の再資源化の推進」については、家庭系の収集と、事業系の民間再資源化施設への搬入が定着してきていることから、次期計画においては、単独の個別事業としては位置づけないこととしました。

続いて、6ページをご覧ください。2段目、「No. 16 プラスチックの再資源化の推進」です。No. 16は新規の個別事業として設定しますが、「(2) プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討」とは、「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえた分別収集及び再資源化を実施することができるよう検討するものです。

現行計画の3段目、「No. 17 さらなる再資源化品目の検討・推進施策」については、「プラスチックの再資源化の推進」を単独の個別事業として位置づけることから、次期計画の個別

事業からは削除しています。

次に、5 段目、「No. 18 ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援」については、現在行っている取組み・施策を、「ごみ出し支援サービス」以外も含めて、少し幅広く記載することとしました。

続いて、7 ページをお願いいたします。まず、1 段目、「No. 19 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築」です。

(3) の「適正処理困難物の処理推進」は、現行計画の「No. 27 適正処理困難物等の処理推進」の内容の一部を編入するものです。

続いて、7 ページの 3 段目から 8 ページにかけて、「清掃工場」「リサイクル施設」「最終処分場」に係る個別事業を記載していますが、左側の列、現行計画では、No. 22 から No. 26 までの 5 事業であったものを、真ん中の列、次期計画では、施設の種類ごとに、No. 21 から No. 23 までの 3 事業に再編成しています。

7 ページの「No. 21 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の運用」において、従来から実施している「(2) ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効利用」を、カーボンニュートラルに貢献する取組みとして、次期計画に記載することとしました。

最後に 8 ページ、「No. 24 非常時における廃棄物の適正処理の推進」です。

社会情勢や国の計画指針を踏まえ、新規の個別事業として設定するものですが、「(1) 非常災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備」と、「(2) 感染症まん延期における業務継続計画の整備」を、計画の取組みとして位置づけます。「資料 3」の説明は以上です。

個別事業の具体的な取組みにつきましては、記載内容の調整や新たな施策の追加など、次の段階である「計画案」の作成に向けて、引き続き内容の検討を行っていきます。

よろしくお願いします。

【三須会長】それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【倉阪委員】議題 2 での私の発言はここで言うべきでしたね。資料 3 の 7 ページの中で、カーボンニュートラルに対して、施設をどのように整備していくのか検討を開始するというようなことが入ればいいと思います。

【藤原委員】2 ページ目「プラスチックごみの発生抑制の推進」(2)「プラスチックごみ問題に関する啓発」③「海洋プラスチックごみの状況把握及び情報公開」というものがありますが、まさにプラスチック資源循環促進法の大きな目的の一つとして、海洋汚染をゼロにする、

大阪・ブルー・オーシャン・ビジョンの実現というものがあります。千葉市は海に面していますし、海洋プラスチックごみは大きな問題であると思います。状況把握及び情報公開は非常に有意義な事業であると期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

【福永委員】温室効果ガスの削減については、地球規模で考えて地域で活動するという原点に立ち返って計画を作っていただきたいという意見を伝えておきます。

【三須会長】他にご意見等がないようですので、本件についての審議を終了させていただきます。

続きまして、次第の3、「その他」に移ります。事務局より、何かありますか。

【東端廃棄物対策課長】特にございません。

【三須会長】ないようですので、本日の議事は終了となります。皆様、スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しします。

【齋藤廃棄物対策課長補佐】三須会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。

次の開催は7月末から8月初旬頃を予定しております。日時が決まり次第、開催通知を委員の皆様へ送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(11時05分 終了)